

広告掲載基準

株式会社バリューラボ（以下「当社」といいます。）は、当社が運営・提供する媒体において、広告掲載基本方針・広告掲載基準に則り、掲載の可否を決定させていただきます。

◆広告掲載基本方針

当社の媒体に掲載する広告は、以下の方針に従うものとします。

- (1) 社会の信頼に応え、真実を伝えるものとします。
- (2) 公序良俗を守り、品位を損なわないものとします。
- (3) 社会秩序を重んじ、関係諸法規を遵守するものとします。

◆広告掲載基準

当社は、以下の項目に該当すると当社が判断する場合は広告の掲載をお断りさせていただきます。

1.以下の各号に該当すると当社が判断する広告主にかかる広告

- (1) 事業内容、営業方法等が関連諸法規に違反している広告主
- (2) 悪質商法を行っている広告主
- (3) 顧客に著しく不適合な商品・サービスを提供する広告主
- (4) プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高い広告主
- (5) 反社会的広告主
- (6) 経営難により広告実現能力が欠如し、又はその可能性が高い広告主
- (7) 当社と係争中又はそのおそれのある広告主
- (8) その他前 (1) から (8) の広告主と関連性の高い広告主

2.広告の内容が以下のいずれかに該当すると当社が判断する広告

- (1) 関連法規、条例などに違反するもの
- (2) 広告主が明らかでなく責任の所在が不明なもの
- (3) 内容、目的が不明確なもの
- (4) 虚偽、誇大又は不正確で誤認されるおそれがあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがあるもの
- (7) 比較又は優位性を表現する場合、条件の明示、確実な裏づけがないもの
- (8) 政治的、宗教的又は思想的意図のあるもの
- (9) 個人情報の取扱いについて十分な配慮がなされていないもの
- (10) 社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (11) 選挙運動、選挙活動を目的としたもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、人心を惑わせたり不安を与えるおそれがあるもの
- (13) 投機、射幸心を著しくあおる表現の記載があるもの

- (14) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感をあたえるもの
- (15) 許可、認可を要する業種などで許可、認可を取得していない広告主による広告
- (16) 商標、著作物など他社の権利を無断で使用したもの
- (17) 賭博、詐欺、ねずみ講、不良商法とみなされるもの
- (18) 青少年に有害なアダルトコンテンツを含むとみなされるもの
- (19) 上記のほか、当社にて広告掲載を不適当と判断したもの

なお、上記基準を満たさない広告掲載は原則行わないものとし、顧客又は第三者からの問い合わせ等によって発覚した場合、広告掲載期間中であっても予告なく掲載を取りやめることがあります。

◆責任の所在

広告は、広告主が一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情及び損害賠償請求、その他の要求があった場合は、全て広告主において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

◆掲載拒否権

広告の掲載可否（一度掲載した広告の掲載停止を含む）の最終決定権は当社が保有し、審査のうえ、広告の掲載をお断りすることがあります。また、当社は、その理由を開示する義務を負いません。

◆留意表示項目

1. 応募者に対する収入、処遇等の労働条件および自社の経営実績等の企業情報について、事実に基づかない誇大広告・事実誤認・虚偽記載等の表示をした求人広告を掲載してはなりません。
2. 労働者派遣事業の派遣労働者や登録者、業務請負事業の登録者、有料職業紹介事業の求職者または業務委託の受託者の募集の場合は、それが「通常の雇用関係となる人事募集」と誤解、混同されるような表示をしてはなりません。

◆募集条件表示基準

1. 求人広告として取り扱うものは、次に掲げるものとし、それぞれに明確な区分、表示をして掲載しなければなりません。
 - (1) 通常の雇用関係となる人事募集
 - (2) 労働者派遣事業の派遣労働者の募集
 - (3) 有料職業紹介事業の求職者の募集
 - (4) 業務委託（代理店・フランチャイズを含む）の受託者の募集
2. 通常の雇用関係となる人事募集の場合、掲載明示項目として定める事項については具体的に表示しなければなりません。なお、掲載明示促進項目として定める事項についてはできるだけ具体的な表示に努めることとします。読者・ユーザー理解促進項目は、仕事を探すときに知りたい情報として要望が高い項目であることに留意し、文字や画像などによる表示や表現の工夫に努めることとします。

【掲載明示項目】

- (1) 求人企業・事業主の正式名称（社名等）および所在地
- (2) 事業の内容
- (3) 募集雇用形態（雇用期間の定めの有無がわかること）
- (4) 職種名または職務内容
- (5) 応募資格
- (6) 勤務時間
- (7) 賃金（採用時に一律に支払われる最低支給額）

※固定残業制の場合は、固定残業に相当する時間・手当金額・超過分を支払う旨

- (8) 就業の場所
- (9) 応募方法（応募のための連絡手段。その他必要に応じて必要な書類、面接、選考の場所等）
- (10) 採用時と本採用後とで雇用形態や賃金等の条件が異なる場合は、本採用までの期間との条件

【新卒メディアの場合は、上記のほか、】

- (1) 採用予定数（未定の場合はその旨）と前年採用実績数
- (2) 応募資格となる学歴（学校種）及び採用予定学科
- (3) 応募から選考の過程において提出が必要となる書類

※募集職種（職務内容）ごとに異なるものは、それぞれ別記するよう努めることとします。

【掲載明示促進項目】

- (1) 資本金額
- (2) 創業、法人設立年
- (3) 従業員数（法人・事業所）
- (4) 社会保険、労働保険の適用状況
- (5) 定年制
- (6) 退職金制度
- (7) 福利厚生、通勤交通費
- (8) 掲載明示項目における賃金に含まれる手当名等の内訳

【新卒メディアの場合は、上記のほか、】

- (1) 過去に採用実績のある主な出身学校名
- (2) 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令第五条に定める青少年雇用情報

【読者・ユーザー理解促進項目】

- (1) 職場の人間関係や職場の雰囲気

※アルバイト・パート募集の場合は、上記のほか、勤務体系の柔軟性

3. 通常の雇用関係となる人事募集以外の募集（Ⅰ.の 2～4）の場合は、Ⅱ.の通常の雇用関係となる人事募集の際の明示（促進）項目に準ずるほか、特に次の事項について具体的に表示しなければなりません。ただし具体的な求人企業が決まっていない登録者募集の場合はこの限りではありません。
- (1) 募集にかかる業務内容および就業地域または場所
 - (2) 賃金、報酬に関すること
 - (3) 特定労働者派遣事業の場合は、派遣労働者の雇用形態（雇用期間の定めの有無がわかること）

及び派遣先で勤務することがわかること

- (4) 一般労働者派遣事業や業務請負事業で登録者を募集する場合は、登録制であることがわかること
- (5) 業務委託（代理店・フランチャイズを含む）の場合は、募集にかかる委託業務内容、必要とされる資格要件、受託時または受託後に費用負担がある場合は、その費用、報酬については、固定報酬+歩合（出来高）制、完全歩合（出来高）制等の別

株式会社バリューラボ